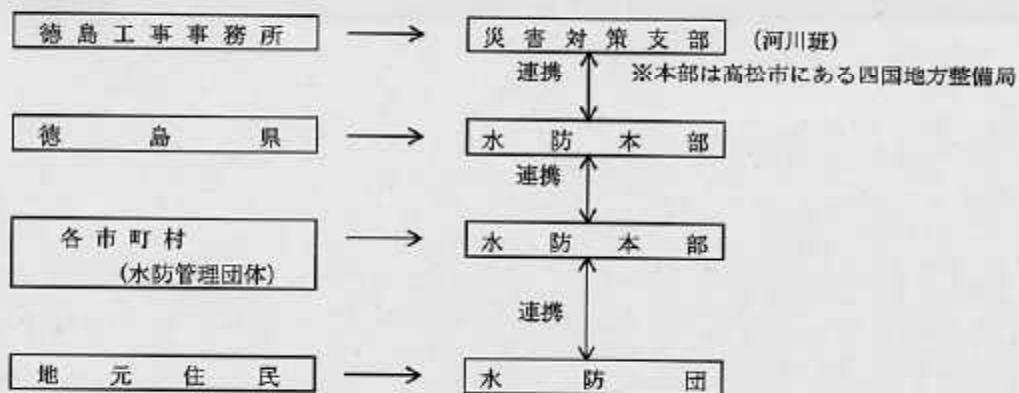


16-4-2 吉野川の水防組織

1) 吉野川に洪水の恐れがある場合、国、県、市町村はそれぞれ直ちに洪水に対応できる体制（＝組織）を設置します。



上記のように、水災防止のため、それぞれの機関に水防本部が設置されます。平成13年度現在、県内すべての市町村に水防団（又は消防団）が組織されており、分団数は460分団、水防団員数は11,361人です。

2) 水防警報

水防活動のうち、危険箇所の巡視、水防工法の実施など直接その作業を行うとの多い水防団ですが、その水防団が適切な活動が実施できるよう段階に応じて水防警報が発令されます。

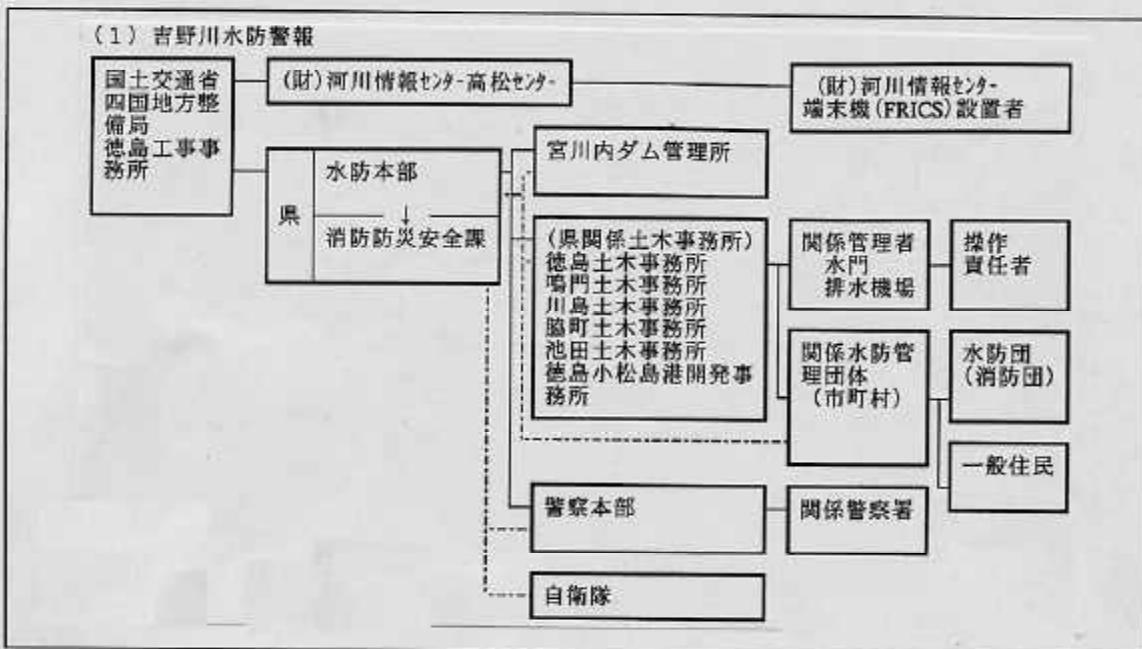


図16-4-1 【徳島県水防計画書より】

水防警報の発令段階

河川名 基準水位 観測所		発令段階			
		第1段階 待機	第2段階 準備	第3段階 出動	第4段階 解除
吉野川	池田	警戒水位以上に達すると思われるとき	水位が通報水位4.10mに達しなお上昇の恐れがあるとき	水位が警戒水位6.70mに達しなお上昇の恐れがあるとき	水防作業を必要としなくなったとき
	岩津	"	" 3.3m "	" 5.3m "	"
	中央橋	"	" 3.4m "	" 4.9m "	"
	第十	"	" 3.7m "	" 5.3m "	"
	大寺橋	"	" 1.25m "	" 2.15m "	"

上記以外に、出動してから解除するまでの間、水防情報を適宜通知する。

表16-4-1

用語の解説

- ・通報水位……水防管理者又は河川管理者が水防団に準備を通知の目安となる水位。
(吉野川では指定水位がこれにあたる)
- ・指定水位……この水位に達したら、一定時刻に観測を始め、各水防機関が水防体制に入る目安となる水位。
- ・警戒水位……さらに水位が上昇し、災害に備えて水防団を出動させる必要（待機）がある水位で、この水位に達すると水防団の出動の目安となります。
※吉野川洪水予報では注意報発表の目安となる水位
- ・危険水位……警戒水位より更に水位が上昇し、洪水が堤内（家屋側）へ溢れる水位。
無堤地区では、浸水被害が発生する水位。
※吉野川洪水予報の警報発表の目安となる水位
- ・計画高水位……計画高水流量を流しうる水位。
(H. W. L)

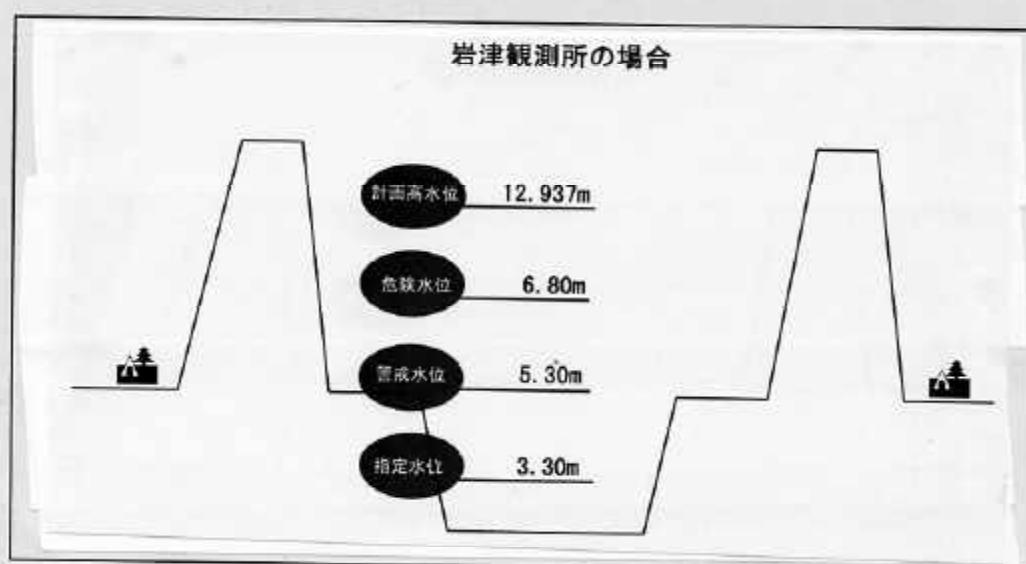


図 16-4-2

3) 水位と気象予報と体制の関係

国、県、水防管理団体（市町村）は、気象台の発表する気象情報やそれぞれが管理している水位観測所の水位などから、水防体制に入る基準を持っています。

体制発令基準

徳島工事事務所		徳島県体制		
	河川関係	配備区分	配備時期	配置内容
注意体制	イ 洪水の発生する恐れのある場合 (指定水位)	第一配備体制	ア 大雨注意報等が発表され、そういう災害の発生が予想されるとき又は、台風が本県に接近する恐れがあるとき。 イ 「徳島県津波注意報」の津波注意報が発表されたとき。	少人数
	ロ 高潮、風浪等の発生する恐れがある場合			
警戒体制	イ 洪水による被害が発生又は発生の恐れがある場合 (警戒水位)	第二配備体制	ア 暴風、大雨、洪水警報等が発表されたとき。 イ 台風が本県を通過することが確実とされたとき。 ウ 河川が警戒水位に近づいたとき。 エ 「徳島県津波警報又は徳島県大津波警報」の津波警報が発表されたとき。	所属人数の約半数
	ロ 高潮、風浪等による被害が発生又は発生する恐れがある場合			
非常体制	イ 洪水による重大な被害が発生又は発生の恐れがある場 (危険水位)	第三配備体制	事態が切迫し、危険性が大で第二配備体制では処理しかねると認められたとき。	所属全員
	ロ 高潮、風浪等による重大な被害が発生又は発生する恐れがある場合			

表16-4-2